



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

第 23 期総会 開催

愛知健康センターの頑張りがいま必要



愛知健康センターの 23 期総会が 8 月 31 日(土)労働会館で行われました。

最初に高木弘己理事長から東海セミナーや労安学校を通して若者とシニアの力を合わせ「目に見える取り組み」を強調されました。また最近、生活保護者に対する医療費の抑制が始まっている。どこからみても愛知健康センターの頑張りがいま必要だと挨拶されました。

粘り強く！声を大にして！

「過労死防止基本法」の制定を

第 1 部の記念講演は水野幹男弁護士です。過労死弁護団として 70 年代から奔走してこられた過労死事件の歴

目次

第 23 期総会	1
なくせ公害総行動	4
関岡裁判支援の会発足	6
鳴海裁判傍聴記	7
模擬ラインで事故の動作確認	8
イラク派遣自衛官訴訟	9
『死ぬまで人間でありたい』と	10
静岡安健センターニュースより	12
職場の労安	13
裁判日程	14
ブラック企業の社会的費用	15
当面の日程	16

史と「過労死防止基本法の制定」に向けてお話されました。ILO社会権規約委員会が日本政府に長時間労働の是正勧告を出した絶好のチャンスを生かして「企業にとっても家族にとっても大きな損失になる過労死はあってはならない」と基本的な考え方を法制化することの必要性を語り、「粘り強く」「声を大にして」取り組もうと結びました。

第2部の総会は議長団にコープあいち労組の稲島保之理事と愛教労の内田 保理事を選出し議事の進行をました。

来賓の挨拶は全国センターの佐々木昭三理事、愛労連の樽松佐一議長、愛知争議団の植木日出男事務局長、さらに自由法曹団の岩井羊一弁護士からそれぞれ長時間労働の規制「1日8時間、週40時間労働」の基本を守る取り組みで愛知健康センターへの期待が一層高まると挨拶を頂きました。



来賓挨拶する岩井弁護士

議事に入り、22期の活動総括と23期の運動方針(案)について鈴木明男事務局長から報告と提案がありました。

22期の主な活動総括から

I いのちと健康を守る取り組み

- ①第1回東海セミナーを開催した
- ②愛知労働局に「時間外労働の上限を設ける36協定」に改善するように申し入れた。
- ③儲けは社員や地域に還元する「いい会社」、45年間右肩上がりの「伊那食品工業」を訪問した。



「家族の会」の皆さんが支援を要請

II 相談窓口と支援活動

職場における過労死が後を絶ない。若者の自死が増加。労災認定を求める相談を支援した。

現在、労災認定請求事件などおよそ20件を支援中。

III 幅広いネットワークづくり

従前のネットワークに加えて名古屋地域に根ざした各ユニオン、脱原発懇話会、原発いらない金曜日集会などに参加。市民に広く開かれた健康センターへ。

IV 会員拡大と事務局の強化

63団体、145名の個人会員。団体は-1。個人は+31となった。事務局員を増員した。などの報告がされた。

第23期 運動方針(主な項目を抜粋)

I 原点は健康で安全な職場と暮らしを守る取り組み

労働基準法は労働者と使用者が対等の立場で労働条件の維持向上の義務を課している。労働安全衛生法はすべての労働者の安全と健康に働くことができる労働環境の基準を決めた法律。労働組合法はひとり一人の労働者が労働組合を選んだり、新たに労働組合を結成して、人間らしい生活を営むために団結してストライキを含む交渉で要求を実現することを認めた法律。

ところが自民党の改憲草案は、労働組合の部隊である公務員から労働三権を奪い、支配者層に抵抗しない公務員づくりを狙っている。改憲勢力の野望を許さず、すべての労働者が健康で安全な職場と暮らしを実現するために

闘うことが求められている。

Ⅱ 労働（公務）災害を防ぎ健康で安全な職場づくり

1 職場から過労死や労災、労災隠しをなくし、快適な労働環境づくりを支援する。

2 日本政府がILO勧告を活かすように働きかける。過労死防止基本法の制定に向けて協力共同が重要。県内の自治体から過労死防止の「意見書」が採択されるように働きかける。

3 駅のホームから転落事故が多発。関係団体と協力して防止柵の設置を求める。

4 監督行政に労働者保護を徹底。36 協定など使用者側に厳しい指導を要請する。

Ⅲ 人類と共存できない原発廃止！自然エネルギーへの転換を

すべての原発を廃止し、「原発輸出やめろ」原発に代わる自然エネルギーへ転換を求める。

Ⅳ 幅広いネットワークで「いのちと健康」を守る

東海ブロック4県の交流を深め、「健康で働くための東海セミナーin 愛知」の成功から学び、静岡セミナーをめざして交流を重ねる。

Ⅴ 愛知健康センターの組織を大きく

愛知健康センターの組織強化に取り組む。団体会員と共に個人会員（ワンコイン会員を含めて）の拡大を重点的に取り組む。事務局の機能を更に充実。新しい事務局員を迎える。などの提案がされた。

財政について 22 期の決算報告は大家信義さん。会計監査報告は土井照雄さん。23 期の予算案は荒木照世さんから提案された。

「名古屋過労死を考える家族の会」から係争中の紹介と訴えが行われた。この企画は訴訟中の原告支援を目的。労災認定などを勝ち取るための「愛知健康センター方式」の具体化。それぞれの争議で原告を先頭に、支援する会とともに愛知健康センターもバックアップする。司会を鈴木美穂代表が担当。争議中の豊橋市立石巻中学校・鳥居事件、メイコウアドヴァンス・原田事件、寺井土木・関岡事件、名古屋市バス・山田事件、ワタミの森事件などから近況報告が紹介され支援を訴えた。

また、倉田さんからも 100 人が参加した集

結集会の報告があった。

会場報告は4名の方が発言しました。

①新日鉄住金の手塚治男さんは職場のパワハラの常態化と思想差別。身障者への差別の実態と、労働災害は名古屋製鉄所がダントツに多いと報告。

②医労連の西尾美沙子さんから医療現場の深夜労働、16 時間の超長時間労働で 20 代の女性若者の過労死や看護師のガンや流産などがあると報告。夜勤の有害性を訴えながら安心安全な医療のための署名を 3 年間で 300 万署名に取り組むと報告。

③トヨタ若月忠夫さんは 8 年前に 6 名で結成された、全トヨタ労組が新たな分会を結成。120 名を超える労働組合となり、労働者の暮らしと健康を守る運動を進める。健康センターの支援が励みになる。

④梅尾さんは 1973 年国鉄高田馬場駅で全盲の上田さんがホームから転落死した事故を契機に「ホームに柵を」の運動をはじめた。名古屋の地下鉄は東山線と名城線は柵の設置が決定。まだ設置が決まってない駅へ働きかけると報告。



プラットホームに「柵干」をと訴える梅尾さん

23 期役員と「過労死防止基本法の早期制定を目指す特別決議」を吉川正春事務局次長から提案。

議案はすべて満場一致で採択され 23 期がスタート。なお、総会には 80 名が参加。総会後の懇親会は 25 名が参加して総会成功の祝杯を交わした。その席であらたに 2 名が事務局入りを表明された。

（文責：鈴木明男）

なくせ公害総行動

愛知県保険医協会事務局長 村上 誠治

愛知県内の環境・住民団体約50団体でつくる健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動実行委員会（野呂汎会長）が、7月23日に愛知県と8月2日に名古屋市と話し合いを行った。

1977年から毎年行われている「いっせい行動」は、市民団体が直接、知事、市長に公害・環境問題で話し合うという全国的にも進んだ行動で、その場での知事・市長の回答が注目される。今回は部局との話し合いを含め、県との話し合いに12団体40人、名古屋市には15団体50人が参加した。

愛知県

アスベストに関しては知事との話し合い項目にはなく、愛知県保険医協会が部局との話し合いで取り上げた。アスベストに関する県の回答（担当は環境部大気環境課）は、「県有施設に関して県は、2005年に全施設を対象に吹付けアスベストの使用状況調査を実施し、アスベストを含有し劣化が認められた施設に関しては2005年から2007年にかけて除去工事を実施、2008年以降も劣化が認められる施設の除去工事等の対策を講じてきた」というもので、劣化調査の方法と除去の実情については「年2回のフォローアップ調査で、壁や天井等のアスベスト層表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれさがり等を目視する。調査は、昭和31年から平成元年（1989年）建築で延べ1,000㎡以上の建築物（病院、学校は除く）のうち対象となる建物の所有者及び管理者に調査票を郵送して依頼している」「露出して吹付けアスベスト等がある建築物のうち、除去あるいは封じ込め等の対策済みは2008年に57%であったが、2013年3月調査で68%になった」とのことだ。

愛知県の姿勢は、調査を続けながら、「劣化」が認められたら除去等の対策を

取るというもの。当日の要請では震災などで建築物が崩壊すれば「劣化」していないアスベストを含め飛散する危険があるので、計画的に除去することを求めた。

その他、大村知事には原発、震災廃棄物処理と再生可能エネルギー、大気汚染とぜん息患者の救済、不必要で環境を破壊する大型開発などの課題で要請した。知事は、浜岡原発廃炉を明確には表明せず、中電の防波壁の建設など安全対策整備が優先で、全てはそれからだと回答した。中電に原発の再稼働、新設に対して意見を言うようにという要請に対して、新たに結んだ中電との協定には事故時だけでなく平時に意見交換をする場があり、そこで様々な意見を言うという回答した。TPPで米国の圧力により排ガス規制が緩められる危険があるとの指摘に、そういうことがあればTPPには反対と表明した。

名古屋市

市有建築物におけるアスベスト使用施設の現況調査結果（2013年3月末）によれば、「（直ちに）飛散する可能性のない施設」が平成19年（2007年）468施設あり、封じ込めや囲い込みなどの措置済みが375施設、未措置が93施設だった。今回の調査で措置済みが312施設、未措置が30施設、除去あるいは建築物が無くなった、市の所有でなくなったものが126施設という結果で、未措置が施設は減った。

当日、市長と担当部局に、アスベスト使用建



名古屋市との交渉(2013-8-2)

築物に関して改修・解体時を待たずに計画的除去をするよう求めた。

河村市長は、アスベストの計画的撤去は「やっとならう」「これからもやる！」と明言した。市長との話し合い後の部局との話し合いでも、保険医協会が改めて取り上げ、環境局が「改修・解体時とは別に撤去を計画的に実施していく」と従来から一歩進んだ回答をした。

当日、市長とは、都市計画道路、原発と再生可能エネルギー、震災対策とアスベスト除去、大気汚染対策とぜん息患者の救済、名古屋市の環境保全と改善の課題で話し合いが行われ、いくつか前進的な回答を得た。昨年市長が「無理

な道路はつくらない方が良い」と発言した山手植田線や八事天白溪線、弥富相生山線、高田町線について、住民団体が市長に計画の中止、撤回を決断するよう求め、市長と担当部局がやり合う場面もあったが、結局、市長は部局に指示し、道路計画中止のための代替案を早急に出すと約束した。

原発には国会議員時代から反対を表明してきたことを紹介し、再生可能エネルギーでは不足する分を公害のない石炭火力発電所の新設で補うという自説を展開した。市民が放射能測定の要望をした場合は「合理的な範囲」で受け入れると回答した。



←回答している河村市長



愛知県との交渉 ↑

発言を聞く大村知事 →



「関岡さんの労災認定を支援する会」が発足

愛知健康センター事務局 宮崎 脩一

9月1日（日）午後2時から岡崎市民体育館（六名）で「関岡さんの労災認定を支援する会」が発足しました。台風が近づく悪天候の予報の中、48名の地元の方々が集まり、元気の出る集会でした。

力強い荒川代表の挨拶

会は足立西三河労連議長の司会で進められ、初めに国民救援会の岡崎・幸田支部長の荒川弁護士が挨拶、自死事件の労災認定は難しい状況にあるが、みんなで、裁判所を動かし、認定を勝ち取ろう、私も力を貸したいと決意を表明されました。ついで、仲松弁護士から事件の概要とこの裁判の意義についてお話があり、質問を交えて約1時間、事件と裁判の現状について理解を深めました。



質問に答える荒川代表と仲松弁護士

木村事務局長が現状と方針を提案

そのあと、木村事務局長から関岡さんとマンションの管理組合の仕事と共にして、関岡さんの人柄に惚れて、事務局長を引き受けた経過がはなされました。そして会の規約と役員・当面の裁判の傍聴と署名と関岡事件の情報の収集について提案があり承認されました。

質疑のあと年金者組合岡崎支部の渡邊さんから、勇気を持って立ち上がった関岡恵美子さんに敬意を表しますと激励と、組合の中に署名を広げていく決意が述べられました。

また、国民救援会の石田さん、『名古屋過労死を考える家族の会』の大迫さん、関岡さんの

勤め先の歯科医院の夫人などから、暖かい言葉がかけられました。全トヨタ労連の代表の若月さんからは、この会が関岡さんの労災を認めさせるだけでなく、同様の自死事件の再発を許さない世論をこの地域につくことに大きな意義があり、そのために他の闘う人達との連帯の輪を強めていくことが、大切であると訴えました。

また、健康センターから、支援する会が岡崎につくられた意義が大きいこと。豊川市の職員のパワハラ自死事件は、支援する会が作られたあと、1万名の署名活動を進める中で、有力な証人を見つけ出し名古屋高裁で逆転勝利できたという事例が紹介されました。

最後に木村事務局長の「頑張ろう」で閉会しました。そのあと、多くの人が会費1000円を支払って支援する会に入会されました。

3回の準備会の積み重ね

この会合の成功のために。6/20 7/15 8/19と三回、荒川弁護士のリブレ会館を使って準備のための会合が重ねられ、原告が年金者組合岡崎支部の集会で支援をお願いするなどの行動が積みかさねられました。

署名と署名の返送用の封筒が、健康センターに準備されています。ご協力いただければ幸いです。

第2回の名古屋地裁での裁判は9月11日11時から2階の弁論準備室で行われます。



故 関岡達巳さん

必勝を期して 二つの人権裁判

今年度中に判決の運び

「支援の輪」を呼びかけます！



新日鐵住金の人権裁判を支援する会 代表 平田 哲彦

鳴海 顕さんは職場で労災に遭い右手全指と左腕を失い(障害等級 2 級)ましたが、人並み以上の努力と頑張りで与えられた業務を、障害を乗り越えて確実に遂行してきました。ところが会社は「障がい者である」ことをもって「昇格(賃金上昇)はない」と、上司が言い渡すという明らかな賃金差別を受けてきました。

裁判では「人並みの仕事ができない」「仕事は与えてやったもの」と、そもそも会社の安全配慮義務違反で労働災害の被災者になったにも拘わらず、恩着せがましい上に、「無能者扱い」をする会社側の証言が続きました。しかし、鳴海さんの本人尋問で、仕事ぶり・改善提案の功績・製図作成と管理の必要性・「作業長代行」などを通じて業務内容の重要性は一層明らかになりました。何よりも鳴海さんの明るくまじめな人柄が大きく浮かび上がったことで裁判長の心証も良かったようで大きな成果でした。9 月 16 日には労働会館で「社会の障壁をなくすシンポ」が行われ、鳴海さんの訴えが準備されています。

手塚治男さんの裁判は少し遅れて審議されています。会社から手塚さんに対して「仕事はできるが思想が悪い」と典型的な

思想差別を受けてきました。しかし、裁判になると「人間性に問題がある」「たいしたことはしていない」と仕事に対する評価を低く抑え「人格を否定」する証言が続いています。

二つの裁判に共通することは、仕事は人並み以上に頑張っても身障者や思想を理由に「昇格を押さえ」「賃金差別」を行う。まさに人権無視、コンプライアンス違反そのものです。支援する会などはこれまでに 6 回に及ぶニュースを発行し、新日鐵住金の名古屋製鉄所正門で宣伝行動を行いました。また株主総会でのアピール行動も繰り広げてきました。

今では新日鐵住金の八幡や君津の仲間をはじめ多くの労働組合や救援会など全国からの支援も相次ぎ短期間で署名が寄せられて 10,000 筆が目前です。裁判は年内に結審。年度内に判決が予定されています。支援する会は広く市民に裁判傍聴と署名・カンパなどを訴えながら必ず鉄鋼大資本の労働者差別を打ち破る取り組みを強めています。

原告と弁護士・支援する会は結束し、多くのみなさんの支援を要請します。ご協力をよろしくお願い致します。

裁判傍聴のお願い

日程

手塚裁判：10 月 2 日(水)10:00～16:00 名古屋地裁 1103 号法廷

鳴海裁判：11 月 27 日(水)13:30～16:00 名古屋地裁 1103 号法廷

模擬ラインで事故発生時の動作確認

支援する会 近森 泰彦

デンソーに対する損害賠償請求裁判は労災の原因を明かしこれを法廷で立証する段階になってきて来ました。支援する会は弁護団と話し合っ高比良さんが従事していたラインの模型を作り会社が提出した日報を分析して始業（午前8時）から事故時（11時45分）まで秒単位で作業の流れを確認しました。これに基づいてシナリオを作りライン作業を繰り返し再現し、ビデオに撮りました。



模擬作業実演中

この作業は健康センターの全面的な協力を得て8月10日（土）に実施しました。支援する会員10名（本人に含）がかなりの時間と知恵を出し合っ初期の目的を達成することができました。当日、意見書を書いていただくことになった三重大学医学部の毛利先生に立ち会ってもらいました。一連の作業を通じて会社提出の作業日報を読み解くこともできて職場状況の理解も深まりました。模擬作業は裁判勝利に大きく貢献できることと思っています。

損害賠償請求を求めています

原告 高比良 肇

労働審査官の認めた労災を会社側は認めません。安全配慮義務違反とケガの発生原因は以下の通りです。

1. 不良品の原因は、チェーンの摩耗であると

会社は解っていながら放置してきた。

2. 受傷日は製品の入箱が無く通常の2倍の箱を使用する前例のない指示をされた。
3. 私の在職中に会社は事実検証結果で「スピードを半分以上に落とす必要があったかもしれない」と述べて安全軽視を認めている。
4. 私は上司に対し、手伝いを求めたにもかかわらず無視された。（上司は、この行為に対し4回発言を変更したが、団交により私の言い分を認めた）
5. 作業経験のある社員は会社の聞き取り調査で、熟練作業者じゃないと無理と語っている（期間工の私に無理な作業、過度の緊張、連続作業による検品、連続作業からの良品判別し空箱に入れ完成品の持ち上げ台車に積む作業は苛酷であった）
6. 受傷日までの6ヶ月間、反対班と比べて、作業量は断トツに多く、私の肩に負担が蓄積され負傷した。



重量物を無理な姿勢で積み上げる原告

※ 短期間に300筆の団体署名を頂き、感謝しています。引き続き応援よろしくお願ひします

なぜ元自衛官池田さんは重傷のまま放置されたか ＝違憲の軍事活動の隠蔽＝

事務局 近森泰彦

☆多国籍軍兵士を輸送

元自衛官池田さんは日本政府がアメリカに追従して自衛隊をイラクに派遣したとき小牧基地からクエートの基地に派遣されました。アメリカ独立記念日の行事、マラソン大会に参加した折、米軍の大型バスにはねとばされて重傷を負いました。自衛隊は憲法9条に違反する「参戦」を隠す為に池田さんを直ちに本国に送還し治療するという自衛隊の慣行処置を取らず無治療状態で1か月余業務に就かされました。池田さんは昨年、国を相手に損害賠償を求める裁判を名古屋地裁で始めました。

＊池田さんが重傷を負った 2006(平成18)年7月は陸上自衛隊がサマワから撤退する途上でした。政府はその引き替えに、航空自衛隊の武装兵士の輸送活動をひそかに開始した時期でした。武装した米軍兵士、多国籍軍兵士を輸送する軍事行動は憲法9条が禁止する「武力行使」にあたることは当初から明らかでした。

☆自衛隊のイラク参戦隠蔽

2008(平成20)年4月17日名古屋高裁がバクダットへの武装した米兵らの輸送活動を憲法9条1項に違反すると断罪したのは周知のとおりです。その時期に、イラク特措法による派遣中の自衛官が米軍によって大けがを負ったことがわかれば国民の関心が集まり武装米兵の輸送の事実が明るみに出た可能性があります。そこで部隊は「対米支援」を進めるために池田さんの事故を隠蔽した可能性は否定できません。そうだとすれば池田さんはこうした軍事的な意図のもとで生じた犠牲者に他ならないことになります。

池田さんは重度の身体障害者(4級)であるにも関わらず国は平成22年12月に症状固定したとして公務災害の補償を打ち切ってし

まいしました。池田さんは半身麻痺、歯が1ミリしか開かず流動食による栄養摂取を余儀なくされています。補償が打ち切られた結果今は生活保護に頼って暮らしています。裁判所には一刻も早い国の補償を求めています。

☆自衛官の闘いが築いた安全配慮義務・・・広げよう労働者、市民との連帯

使用者に責任を課した安全配慮義務は昭和50年2月25日最高裁判決で確定しました。昭和40年、陸上自衛隊八戸車両整備工場において車両整備業務に従事していた自衛隊員が工場内において作業中同僚の運転する大型自動車にひかれ即死しました。両親が国に対して損害賠償を請求する訴訟を起こし長い裁判闘争を経て最高裁が国の責任を認めました。

いまま労働現場では過密長時間労働、パワハラによる労災、過労死があとを絶ちません。使用者の安全配慮義務を社会的な支援運動を拓いて問うことが闘いの重点になります。池田さんの裁判は自衛官と労働者、市民の共同・連帯を拓いて人権を守る大事なたたかいです。また自衛官の命・安全を守ることは二度と戦争はいやだという国民の願いにかなっています。



裁判で激励を受ける池田さん(写真右)

☆次回裁判は10月23日(水)11時30分～名古屋地裁1103法廷です。

『死ぬまで人間でありたい』と

～舟橋一男の65歳問題でのご支援を



62歳ごろまでの私は、障害者手帳1種1級です。言語障害は重く、妻・瑞枝さんを介してしかコミュニケーションはほぼ成り立ちません。日常生活はトイレも介助を必要としません。食事もこぼすことはあっても箸を使って食べていました。立ち仕事も1時間ぐらひは印刷機を動かしていました。瑞枝さんの片手を借りれば歩行も可能だったのです。

ところが、私は62歳頃より二次障害（脳性小児麻痺に付随した頸椎症）を発症し、今では自力で立ち上がることも困難な状態になり、日常生活すべてに介助が必要となりました。車の乗り降りや診察台のベットに上がるのにも、瑞枝さん一人の介助では大変さと危険が伴うようになり、昨年（2012年）の6月より障害者自立支援制度によるガイドヘルプサービス（通院介助）を受けるようになりました。今後ますます機能低下が予想され、妻一人の介助ではこの先、いろいろな障害者自立支援制度の福祉サービスを使わなければ生きられないだろうと考えていました。

介護保険制度の適用で莫大な負担が

しかしながら、添付する抗議文で述べている通り、障害者自立支援制度から介護保険制度に移行させられました。

65歳になれば介護保険制度の適用は承知していましたが、いざ申請をして誕生日前にケアマネージャー（以下ケアマネ）にお会いしてサービス内容を聞いたところ、ケアマネを通さないと医療機関にかかる場合、通院介助は受けられないこと、利用料は1割負担とし、しかも車の乗降の際の時間と受診時間（？）のみが適用で、それ以外の車での移動時間や医療機関内での待ち

時間は全額自己負担（時間当たり4,000円程度）となることが分かりました。私は軽い喘息症状と二次障害の痛みをやわらげる薬を服用しています。月に一度内科と整形外科が併設されている医療機関に通院してきました。所要時間は2時間程度ですが、介護保険の適用時間は30分程度で、残りの1時間30分は自己負担になります。

説明を聞き、私は愕然としました。医療を受ける自由を奪われ、65歳の誕生日を境に医療を受けるために、これほど重い負担を強いられるということは、明らかに『年齢による生きることへの差別』だと感じました。

私が65年間生きる支柱としてきた憲法25条に照らしても到底納得できるものではありません。

『死ぬまで人間でありたい』と

また、年齢を重ねるほど今より多くの医療を必要とするのは必然です。加えて老化と二次障害の進行により、入浴介助や食事介助等生活全般にわたる介助・介護が数倍必要となるでしょう。一方では妻の瑞枝さんも老いて、私の介助も一人では難しくなっていくのも目に見えています。老いていけば基本的人権や幸福追求権は制限が加えられることは当然なことなのかと自問してみても、それは現憲法を冒瀆するものであり、自分自身で憲法を捨て去ることではないという、答えしか導き出せません。憲法のもとで『死ぬまで人間でありたい』と希求してやみません。

上記の理由により、愛知県知事・一宮市長に再審請求書を提出し、決定の取り消しを求めました。双方から審査請求の棄却する旨の通知があり、今、再々反論書を提出

しています。その争点は①障害者自立支援制度と介護保険制度には同様のサービスメニューがあるから、②自分の意志で介護認定の申請をしたから、③費用も特段増加していない、④期日認定は誤認していない、というものです。再審査請求・反論書のこちらの趣旨を全く無視した返答しかありません。

障害者としての私の 65 歳問題は「憲法 13・14・25条違反」

愛知障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会のみなさんや中谷弁護士と相談して、舟橋個人の問題ではあるが、多くの障害者にとっても年齢でそれまでの生活が崩されるという大きな問題も含んでいるので、このまま放置していいのかという、助言や激励をいただき、裁判にて争う決意をしました。

私一人が決意をしたからといっても、簡単な道のりではないことは十分承知しています。『死ぬまで人間でありたい』の心を持ち続けていくためにも、寝たきりに近い今の障害で、しかも重度な言語障害があるため妻・瑞枝さんを介してしかコミュニケーションをとれない身で、果たしてそもそも裁判が成り立つか等大きなそして厚い壁が待ち構えています。

しかしこのまま何もせずには自己否定だと思えます。せめて裁判所の門をたたきたいと。ですが「お前なんか裁判に耐えられる身体じゃない」と門前払いをくわさ

れる可能性も否定できません。

今、私や瑞枝さんが生きる土台としてきた、世界に誇れる、人間の未来を開花させる可能性を秘めた素晴らしい憲法を、根こそぎ変えようとする動きが急を上げています。

こうした時に私たちが憲法を使うことで、一人でも多くの国民に現憲法が持つ素晴らしさを伝えていきたいという大きな野望も、私が裁判を決意した動機でもあります。

裁判官の胸に、そして社会に語りかけていきたい

こうした私の『死ぬまで人間でありたい』という願いを、裁判を通じて裁判官の胸に、そして社会に語りかけていきたいと思っています。みなさんに何かとご協力・ご支援をいただかなければなりません。みなさんとともに憲法が秘めている自由・平和の未来の「とびら」を開けていくために、ぜひお力をおかしくくださることを、心から呼びかけるものです。

最後になりましたが、私と同じように障害者総合支援制度から介護保険制度に移行されて困っている方々の声をお聞かせください。そして、その中から一人でも二人でも、ご一緒に裁判所の門をたたかれんことを希望しています。

（愛知県一宮市・舟橋一男）



関電中部支所前の反原発集
会に参加した舟橋さん
（車イス）

相談室
だより

大企業のラインの中で責任を押しつけられ、パワハラを受けてうつ病を発症し、休職

しているAさんの事案です。

休暇も認めない新班長

勤務先は自動車部品を作る大企業です。ライン作業で、班長、リーダー、部下4名がグループで受け持って、Aさんはリーダーとして班長と共に責任を負っていました。その後、新ラインが追加、開始される直前に班長が異動、他の班長に変わりました。そのため新ラインについて知るのが実質Aさんだけになり、緊張を強いられることになりました。またその中で新班長からパワハラをうけ、体調を崩し、休暇を願い出ましたが、班長は、Aさんのしていた仕事の準備（早朝のサービス残業）が出来るものがないと言う理由で休暇を拒否し、Aさんはショックを受けます。部下に準備の仕方を教え、ようやく10日後に休暇をとり受診したところ気分障害と診断されその後休職となりました。

労使とも労災を否定

今年になり、会社に発症が労災ではないかと訴えたところ、会社は、原因たる事実が記憶にも記録にもないと答えました。労働組合に相談したところ「会社側の許可がなければ調べられない」と言われました。Aさんは気分障害を抱えており、これら会社、労組の理不尽な対応に怒りとともに焦燥感をもっています。これは会社や労組が保身をはかっているにすぎず、労働者の安全や健康を守る

意志のないことをAさんが鋭く感じ取ってしまうからです。そこで途中から、会社、労組とのやりとりについて録音をしたり、議事録（会話録）を作成したりするようになりました。

心と健康のバランスを配慮し取り組む

こういう中で地区労連経由で私たちのセンターに相談にきました。当初はすぐにでも損害賠償訴訟に訴えたいとのことでしたが、とりあえず労働災害の申請をする方向で準備し2013年8月申請しました。今は労災申請の結果を待つ段階ですが、Aさんは焦燥感を感じるようです。

かかりつけ医師は、早く会社を辞めて関わりを絶てとアドバイスしているようです。しかし本人は会社に対する怒りがあり「闘いたい」と強く思っています。損害賠償訴訟も視野に入れながら、Aさんの意志と心の健康のバランスに配慮しながら進めていきたいと思っています。

（静岡安健センターニュース No. 3号より）

愛労連

連続 憲法講座Ⅳ

権利としての労働

ブラック企業は許さない！

9月19日(木)19時～

労働会館東館ホール

弁護士 田巻 紘子

参加費無料

学校のブラック企業化

教育問題としての教員のメンタルヘルス

～「教育のつどい2013」でおこなわれた労安交流会

愛知高教組 高垣 英明

労安交流会に10教組が集う

教育のつどいでは、労安に関心のある仲間が自発的に集まって労安交流会を行ってきた。第一回を京都で行ってから、今回で5回目になる。毎年、20人程度の教員が集まって交流をしているが、今回は10教組12名が集まった。それぞれの参加教組から一言ずつの現状報告がなされたが、ある参加教組からはあまりの長時間労働に「学校こそブラック企業だ」と怒りがだされた。特に小中学校では教員の労働環境は大変悪く、休職者も多く、定年まで働き続けることができない。

学校こそブラック企業

セクハラ・パワハラに対しての指針が出て、さすがに管理職からのパワハラについては減ったものの、同僚の間でのパワハラが後を絶たない。非常勤の講師に対して「先生のクラス、成績が悪いから、授業後に補習やってもらえない?」と、正規職員からのリクエスト。常勤3年で1次試験免除という制度のため、常勤講師に過度な労働が要求される。さらに、職場の雰囲気によって休職、退職などが後を絶たない県もある。小学校でも部活、部活により教員が激しい超過勤務にさらされている。また、校長も教員評価によって勤勉手当が数十万円削られ意欲をなくしているという実態などが明らかになる。

その他、岐阜では教育委員会として各校に多忙化解消アクションプランの事例報告書を作成させるとともに、県としての対策もまとめた。

滋賀県では校医のほかに資格を持った産業医を配置し始めた。

愛知県ではセクハラ・パワハラの問題などに対して相談窓口を設置した。など前進的な報告も出された。

教職員のメンタルヘルスは教育問題ではないか?

今回、文科省が教職員のメンタルヘルスについての最終まとめを出したが、それは初等中等教育局初等中等教育企画課、つまり教育問題を取り扱う課が教員のメンタルヘルスについての詳細なデータを取りまとめた。文科省ですら教員のメンタルヘルスを教育問題ととらえているのだ。教員のメンタルヘルスについては教員の労働条件ととらえる考え方から脱皮して、重大な教育問題ととらえるべきではないだろうか。

増える教職員のメンタル不調者

社団法人東京都教職員互助会が民間調査会社と共同して実施した調査では、有効回答473自治体の教育委員会に対して、教員のメンタルヘルス不調者の動向については70%以上の教育委員会が増加すると回答している。さらに、メンタルヘルス不調者の増加が「児童・生徒に影響を与えと思うか」との問いに対しては75.9%の教育委員会が「とても影響がある」と答え、「やや影響がある」22.2%と合わせると、ほとんどの教育委員会が教育の問題として教員のメンタルヘルスを危惧していることが明らかになっている。

小中学校に衛生委員会を設置せよ

50人以上の従業員がなければ衛生委員会を作ることができず、さらに文科省の方針が都道府県教育委員会を経て市町村教育委員会へ届くことになっているが、これなかなか伝達されない。これらの理由により、全国的に小中学校では衛生委員会ができていく。このことが学校をブラック企業化させている。学校のブラック企業化はまさに教育の問題そのものである。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。あなたも傍聴に参加してください。

また、署名にご協力ください。

鳥居裁判—最高裁

豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める

毎月、最高裁への要請行動を行い同時に地公災基金本部に「上告を取り消せ」と申し立てています。

新日鉄住金 名古屋人権裁判—名古屋地裁 新日鉄労働者の労災付加給付、処遇改善を求めた裁判

鳴海裁判は尋問を終え、11月27日(水)13:30 最終弁論。

手塚裁判は10月2日(水)10:00 会社証人尋問です。

吉田裁判—名古屋地裁

アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇

10月7日(月)13:30 宇土医師、10月16日(水)13:30 藤沢医師(被告)の証人尋問、10月29日(火)原告吉田さんの証人尋問。一気に結審に向かっていきます。

高比良裁判—名古屋地裁

デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償裁判、

「模擬ラインで事故発生時の動作を確認」を行いました。(本文8ページ参照) 次回裁判は9月24日(火)10:00です。団体署名のご協力ありがとうございます。既に300筆を超えています。

原田パワハラ自死事件—名古屋地裁

社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求

9月9日(月)10:00 最終陳述を終えました。

市バス運転士山田事件—名古屋地裁

パワハラで自死、公災申請

9月4日(水)裁判で原告から8つの準備書面。被告から6つの準備書面が提出され、全面対決となっています。次回は11月6日(水)です。総会を10月11日(金)18:30から開きます。

元自衛官労災、損害賠償裁判—名古屋地裁

派遣中の事故、治療放置、公災打ち切り、パワハラで退職。身障4級。国を相手に損害賠償請求

10月9日(水) 18時30分から事件の「学習会」を名古屋第一法律事務所会議室で行います。次回裁判は10月23日(水)11:30。

県信用組合 鈴木うつ病—名古屋地裁

名古屋地裁は労災 同岡崎支部は賃金等請求

7月31日裁判で阿部証人尋問会社の安全配慮義務に言及。次回は9月30日(月)14:00 岡崎地裁で8月6日開かれた労災裁判は岡崎支部の動向を見守る内容となっています。

もやし工場若者自殺 損害賠償事件—津地裁

就職2年目20歳の青年が過労自殺労災は認定

和解協議中です。

関岡パワハラ自死事件—名古屋地裁

寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請

9月1日(日)岡崎市で「労災認定を支援する会」発足総会が開かれました。会長に荒川弁護士。

9月11日(水)弁論準備で被告準備書面及び社長の陳述書が提出される。次回は11月19日(火)15:30

ブラック企業の社会的費用

愛労連副議長 渡辺 泰



「スマホの出現で追突事故が増えているんですよ」 自動車保険の更新時に、保険料率が下がらないことを、代理店の社長に聞いたときの彼の答えだ。「事故の増加→保険請求の増加→保険料の増加」という論理。私個人は無事故・無違反で、割引率が上がっても、社会全体で支出が増えているという理由だ。

スマホについては、鉄道従者時のマナーやホーム転落事故など、その利便性と裏腹に「危険度」が指摘されつつある。かの代理店の社長も「電話会社やスマホメーカーに、その稼いだお金で保険料を払ってもらわないかん」と話していた。

「自動車の社会的費用」という名著が岩波新書にある。自動車の利益がドライバーと自動車メーカーに帰属する反面、排気ガスによる大気汚染のような公害や交通事故などの不利益は社会全体に負担させられている」という主旨の本だ。

今話題の「ブラック企業」も、労働者を食いつぶして得る利益によるコスト＝雇用破壊・労働者破壊のコストを社会に負担させている典型とも言える。「自分さえ良ければ」の考えが社会全体の支配的な風潮になれば、社会そのものが持たなくなる。

「この国に”社会”など存在しない。存在するのは“国家”と“個人”だ」と喝破したのは、あの有名なサッチャー英首相。労働組合や地域など“社会”を徹底的に破壊した新自由主義者。結果、世界最大の「監視カメラ」設置国となったイギリス。

ブラック企業追及で奮闘しているNPO法人「POSSE」代表の今野晴貴氏の言葉が鮮烈だ。「社会人とは泣き寝入りせず闘う人のこと」

労働者の生命と健康を守る安全衛生活動は、社会運動の神髄だ。国会でも追及されたブラック企業。厚生労働大臣は9月を「過重労働重点月間」とした。私たちも、社会人としてその重要な一翼を担おうではないか。

当面の日程

月 日	事 項	時間 ・ 場所など
9 月 10 日 (火)	事務局会議	10:00 事務所
	判例研究会	18:30 水野法律事務所
	新日鉄人権裁判役員会	18:30 事務所
11 日 (水)	関岡労災裁判	11:00 名古屋地裁
12 日 (木)	新日鐵住金手塚裁判	11:00 名古屋地裁
	居酒屋センター	18:00 事務所
13 日 (金)	9 月号ニュース発送	
	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00 労働会館会議室
	関岡支援する会事務局会議	19:00 岡崎リブレ会館
15 日～16 日	全国センター理事会	東京
15 日 (日)	大迫さん支援する会準備会	19:00 津島民商
16 日 (月)	社会の障壁をなくすシンポ	13:00 労働会館東館ホール
19 日 (木)	梅村損倍裁判	14:00 名古屋地裁
20 日 (金)	脱原発懇話会	18:30 事務所
24 日 (火)	事務局会議	10:00 事務所
	デンソー高比良裁判	10:00 名古屋地裁
	市バス山田事務局会議	18:00 事務所
25 日 (水)	名駅前ユニオン宣伝行動	18:00 名古屋駅
29～30 日 (日月)	秋のレクレーション	野田郷
30 日 (月)	県信鈴木裁判	14:00 名古屋地裁岡崎支部
	西三河ネット	18:30 西三河労連
10 月 2 日 (水)	新日鐵住金手塚裁判	10:00 名古屋地裁
3 日 (木)	愛知健康センター理事会	18:30 事務所
5 日 (土)	ユニオン学習会	18:00 中村社教センター
7 日 (月)	事務局会議	10:00 事務所
	アイシン吉田裁判	13:10 名古屋地裁
8 日 (火)	双葉タクシー裁判	13:30 名古屋地裁
9 日 (水)	「自衛官の安全配慮義務違反」学習会	18:30 第一法律事務所
11 日 (金)	山田裁判支援する会総会	16:30 労働会館会議室
13 日 (日)	ユニオン学習会「赤旗通り」を歩く	10:00
16 日 (水)	アイシン吉田裁判	13:10 名古屋地裁
21 日 (月)	事務局会議	10:00 事務所
23 日 (水)	自衛官池田裁判	11:30 名古屋地裁
24 日 (木)	岐阜市職員伊藤裁判	13:30 岐阜地裁
25 日 (金)	一宮地域健康センター総会	19:00
26 日 (土)	東海労働弁護団総会	13:30
29 日 (火)	アイシン吉田裁判	13:10 名古屋地裁
30 日 (水)	ヒラ・タラ裁判	11:30 名古屋地裁
11 月 6 日 (土)	市バス山田裁判	13:00 名古屋地裁
12 日 (火)	県信鈴木労災裁判	13:10 名古屋地裁
19～20 日	「過労死防止基本法」衆議院院内集会	東京・国会
23 日 (祝)	「過労死 110 番」	10:00 事務所